

## 第12回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日時 平成23年12月21日(水)  
午後2時から

場所 上牧町役場 3階 委員会室

### 次 第

1 開 会

2 各部会からの報告－進捗状況と今後の予定について－

3 「基本原則」について

4 その他

5 閉 会

## 上牧町まちづくり基本条例策定委員会(第12回)議事録

開催日時 平成23年12月21日(水) 午後2時00分～午後4時00分  
開催場所 上牧町役場 3階 委員会室  
出席者 委員 23名  
欠席者 委員 0名  
傍聴者 1名  
事務局 都市環境部 外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、  
松井係長、野村主事

### 開 会

#### 委員長あいさつ

議 長 手元にある資料の確認であるが、次第、第11回議事録、議事録修正箇所一覧の3枚となっている。

次回開催等の予定の報告であるが、平成24年1月25日(水)13時30分から部会を開催し、場所については個々で連絡する。部会終了後は、各部長に集まってもらい調整会議を行う。次々回であるが、2月22日(水)13時30分から、場所は役場3階委員会室において第13回の全体会を行うこととする。

私からの連絡事項は以上であるが、他に連絡事項は無いか。無いようであれば次第に基づき進めることとする。

次第の2、各部会からの報告(進捗状況と今後の予定について)であるが、あらかじめ配付している行政部会からの報告レジュメ、議会部会からの報告レジュメについては本日使用するので用意願いたい。それでは住民部会、行政部会、議会部会の順番で報告してもらおう。報告時間は20～30分で、各報告の最後に質疑応答とさせてもらおう。

足立委員 町民部会の進捗状況報告(内容は別紙P1～P6)

藤村委員 行政部会の進捗状況報告(内容は別紙P14～P22)

田島委員 議会部会の進捗状況報告(内容は別紙P7～P13)

井尻委員 議会部会の報告で、素案を説明していただいたが、私自身はすっきりしないところがあって、いわゆる議員にあらためて品位を固持しなさいとか高い倫理観を持ちなさいとか自己研鑽に努めなさいとかいうことを条例上で規定するというのはどうかと思う。

議会部会の中で何か意見があったら教えてほしい。また、議員方2名おられるので、これについてどう考えておられるのか聞かせてほしい。

田島委員 基本条例の議会部会というのは、議会並びに議員の役割及び責務について条文を規定することが求められているので、私たちの考えた役割、責務とはどういうものかというのを挙げた文章である。

東 委員 こういうふうに条文化されるということであるが、これはこれでいいかなと思っている。私たちはここに書かれていることを常に自分たちに言い聞かせながら頑張っていると思う。しかし改めて文章にされ、上牧町の憲法に謳われるということは、それでいいと考えている。

柄沢委員 あらためてここで謳うという意見が出たが、一般的に言えば、議員たるもの地方自治法の中で規定されている文言をあらためてここで出したということになるが、行政部会のほうでも結局は町の責任、町長の責任、職員の責務というところになると、文言としては「公正に」や「誠実に」といった文言が入ってきて、結局、当然に地方公務員として首長としてやるのは事実で、わざわざここで謳う事なのかという気はしたのだが、議会部会のほうでも挙げていくのであれば、行政部会でも当然に町長の責任とか職員の責務を同様に挙げていかなければいけないと思っている。

小林委員 柄沢委員の意見のとおり、当たり前前かが当たり前前にできていなかったから、今いろいろな問題が上牧町に起こっている。上牧町に限らずいろいろな自治体で起こっているが、議員、首長、行政の職員に当たり前前を当たり前前にやってもらう、それをやり通してもらうということを条例できちんと決めていくことが大事である。行政に限らず、民間での「社員心得」や学校での「生徒心得」があるように、学校の生徒としての本分や会社社員としてどういった行動を振舞うかということを決めているので、そんなに違和感はないと考える。

井尻委員 今、副委員長も述べられたように、まさにそのとおりだと思う。そういう前提で議員や首長をする仕組みが出来上がっている。当たり前であることが守られなかったというような意味で先ほども感想を述べられたと思う。ただ、そういう現実の上で改めて条例に規定したから何かがあるかというものでもないと思う。どういう政策をとらなければいけないかということは私自身も分からないが、あまりにも当たり前のことを基本条例という形にするときに、表現することや条文にすることについて何かすっきりしないものがあり、条文の品格にも関わってくるのではないかと思ったので、先ほどのような意見を述べさせてもらった。

堀内委員 ただいま井尻委員から問題提起のあったところにおいても、結論から言うと、基本条例の中に当たり前のことであってもやらなければいけない事は条例に盛り込む方向がいいと思う。なぜかというと、今回、外部監査報告というのが出ていて、近く公表されるので、是非目を通していただきたいのだが、その中に議会も監視機能が果たせていなかった、土地開発公社に関しても指摘があった。それから町長はじめ町の幹部、職員もコンプライアンスを遵守しなければいけないということが欠けていたという指摘もあった。また、監査委員や公社の監事もきちんとチェック、あるいはものが言えなかったということがあった。そして一部の住民の不当な要求もあったと公社に関してあった。というのは、議会、行政または監査委員や住民など全てである。一口で言えば上牧町をまともな行政として機能していなかったという基本的な指摘があったので、それぞれの分野でやるべき事をきちんと謳って、以前にも出たと思うが、お互い3つの輪で結んだ図が示されたように、それぞれの立場で牽制あるいは監視、そしていろいろな関わり合いを持ちながら基本条例に基づいて行政が運営されるように働きかけていくようないき方が、基本条例を運営していく場合に大事になると考える。

東 委員 外部監査は正しく分析していただいていると思うが、誤解があってはいけないのだが、こういう外部監査の結果にはなったが、しかしその中でも公社についておかしいという問題意識で、一般質問などにおいても取り上げてきたということも事実としてあるということ踏まえて結果を読んでもらいたい。また、そういう中で議会がどうして対応できなかったのかというところでも見ていただいたら、もっと正確に読んでもらえると思う。

## 約10分間の休憩

議長　それでは委員会を再開したいと思う。次第の3「基本原則」についての議論に入りたいと思うが、いきなり基本原則の話をしてしまうと大きい話になってしまうので、私のほうでたたき台みたいなものを提案したいと思う。忌憚のない意見を出し合ってみなさんで議論していただきたい。

各部会において基本原則をそれなりに話し合ってもらっていると思うので、例えば、行政部会で本日配布してもらっている1の(3)で「住民主権」「参画・協働」「情報開示・公開」「評価」の四つの柱としたいという意見もあった。私の記憶では10月の議会部会の配布資料の中に五つの柱があったと思うが、「情報の共有」「住民参画」「遂行および説明責任」「協働」「評価」で、町民部会においては、本日の資料(第5回町民部会)にもあるが、基本原則の考え方ということで、議会部会での五つの柱のうち、「遂行および説明責任」というのは町民部会としてはいらないのではないかという意見が出ている。「評価」についても同様で、町民部会では三つの柱が相応しいのではないかという意見が出ている。その違いに至った経緯や以前も話にあったが「情報」についても「情報の共有」と謳っているのが、町民部会と議会部会で、行政部会については、「情報の開示・共有」となっている。各部会での議論の中で微妙な違い、こういう形で基本原則をしていけばいいという意見もあると思うので、それを踏まえて、住民主権の中でも「参画」と「協働」を分けるという部会もあり、「参画」と「協働」を一緒にするという部会もあるので、忌憚のない意見を話し合ってもらい、今の部会の経過報告も踏まえてしてもらいたい。

田島委員　先日、議会部会の「基本原則」の中で、情報の共有として「公開」を外されたのは何故かという質問があり、時間の関係で回答できなかった。回答させてもらいたい。

行政部会のほうでは、「開示」、「公開」、「共有」という時間経緯で共有が捉えているようだが、例えば、大阪大学大学院と放送大学の教授を以前されていて、現在は同志社大学の教授をしている林敏彦先生が「情報はすべて住民のものである」という概念を打ち出されて、そこから情報の共有という新しい概念が出てきたと言っていた。だから開示があって共有というのではなくて、情報というのはもともと住民のものである。それを議会と行政と住民が共有するのだという概念に立つので、そこでは公開とかは改め

て言う必要がない。時間経緯の違いではなくて概念の違いで、情報共有という言葉はここでは使っている。公開というのは、個人情報の問題で公開するかどうかは決まるので、住民と協働するうえでは情報が住民のものであるという視点に立って、情報というのは住民のものであり、それを議会や行政で共有するということが十分であるから、情報の共有という言葉にしている。概念の違いであるということを説明しておきたい。

柄沢委員 今の意見で、「情報はすべて住民のものである」という概念は当然である。その当然がなされてこなかったのが、私はまずこの条例の基本としては細かく規定していきたいと思っている。当然にも情報は共有ということ公開されないと共有されないということは当たり前のことだが、この条例を運用するについては、その解釈次第ではいくらかでも別の運用ができるような条例にはしたくないというのが根本的な気持ちである。明確に規定していくということをこの条例では、この基本原則の部分だけでなくいろいろな部分で入れていきたいと考えている。

一般的な常識の部分を通らなかったからということだと思う。先ほどの議会議員の道徳や責務などは当然のことであって、あまり入れてもどちらでもいいかなという気持ちがあったが、堀内委員の意見のなかでもすべてにおいて入っているということなので、それはそれでいいのだが私ほどにかく規定していきたい。ある意味で言えばこれも全部含んでくるのだが、ただそれは含んでいるということではなくて、細かく一つずつ文言を入れていききたいというのが希望である。

山中委員 今の柄沢委員の意見に全く同感で、ちょっと言い方を変えるだけなのだが、先ほどの議員の責務でもあるように、こういった事は当たり前で、当たり前だけど当たり前のことを上牧町はできていないから入れようという議論になったと思う。それと一緒に、偉い先生が言っていることはよく分かるが、上牧町では情報はすべて住民の持ち物でという事にはなっていない。我々はあくまでも上牧町の条例をつくるのだから、上牧町の前提に立ってすべて公開されるようなものをつくっていかうという意味である。だから、偉い先生の意見はあくまで参考意見であって、それをそのまま持ってくることはどうかという気がする。それが我々委員のスタンスにもなってくると思う。偉い先生の意見や他の市町村の条例をモザイク的に持ってきて、継ぎ接ぎをするというやり方ではないと思っている。

小林委員 私は、二つの側面から今の議論に対して意見を述べたい。

まず、その前提で田島委員は決して大阪大学の先生が言っているからこれがいいという意味合いで言っているのではないと思う。あくまで参考としてこういった意見があるということで紹介しただけで、大阪大学の権威を傘にきて、どうしようというのではないのは明らかであるので、あまりそういった事には拘らないほうがいいのではないかと思う。

情報の共有をはじめ、議会部会でも情報の公開と共有というかたちで原案があつて議論をしたのだが、要は基本原則を決めるところである。だから柄沢委員や山中委員の意見はよく分かる。細かいところまで決めておきたいというのは分かるのだが、どの道基本条例には情報公開や情報共有について定める部分が、どの条例を見ても入っている。そこで情報公開の仕方、あり方を具体的にもう少し掘り下げて決める時が来るので、あくまでここは、基本原則の一つとしての情報の扱いを書こうとしているということだから、共有だけでいいのではないかと思う。

もう一つの観点は、公開も開示もそうだが、あくまでも情報の開示や情報公開というのは、住民から請求があつて行政もしくは議会が開示するわけで、だから今の制度では請求がなければ開示はしないことになっているので、開示や公開という言葉はあくまでも能動的な形でしか情報がもらえない。住民が開示請求しないともらえないというようなイメージに繋がりがねないので、あまり好ましくないのではないかと思い、基本原則では情報の共有ということに限定した形での書き方にして、共有のための具体的な手立て、大きな考え方は基本条例の別の項目（情報公開）で、もう少し書き込めばいいのではないかと考えて、議会部会ではそういうような整理をした。

田島委員 基本原則というのは、定義という項目があり、そこには必ず基本原則の定義が入る。そのところで情報の共有というのを基本原則にするとすれば、情報というのは住民のものであるという定義を入れて、そのためには、公開や開示というのが順番として出てくるという説明をするので、情報の共有だけでいいのではないかと判断した。

それから、先ほどの教授の話であるが、私は「共有というのはこういう意味だと思う」というような素人の意見を言っても、「何？」というように捉えられると思ったので、こういった事を研究している先生がこういう意見

を言ったということで引用させてもらっただけなので、別に他意はない。

堀内委員 情報の共有でいいのではないかという意見であるが、私も同感である。公開の話よりもむしろ説明責任と結びつけたほうがいいのではないかと思う。それはなぜかと言うと、先ほども述べたが情報はどうしても行政に偏っている、次に議会であろうと思う。また、住民のみなさんのところへはほとんど情報は伝わりにくいというのが現実だと思う。そういった中で、説明責任ということについては、もう少し上の憲法15条の2項にあるが、「すべて公務員は・・・」というくだり、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。というような事が盛り込まれている。そののころをしっかりと抑えていけば、必ず次に説明責任というような問題が出てくる。言い方を変えれば、すべて住民の共通の財産であるということが言えるのではないかという考えで整理していけば、先ほど指摘のあった情報の公開などは脇の話になっていくのかなというのが私の意見である。

柄沢委員 今の意見で、説明責任との結びつきというのは、私も非常に大事だと思うが、文言を共有だけにするとかしないとか、公開を入れるとかいうところの中で、住民参加も全部関連してくるものであるから、情報が分からないと住民は参加しても意味がないし、知らないで参加するとかかなり制約されてしまうということがあるので、文言はどちらでもいいが、とにかくすべて住民に関係してくる情報は、すべてが住民に届くような条例をつくるということを原則としたい。結局、今まで情報を出してこなかった部分も山ほどあったので、住民が参加するということは、住民にも責任が出てくる。責任を持つということは、情報を全部もらわないと責任がもてない。そのあたりが出せるような条例をつくるということを基本に考えて、文言をつくっていきたいと思っている。

山中委員 柄沢委員と堀内委員のやり取りの中で、堀内委員が説明責任で事が足りると発言があったが、それに対して意見を述べたい。説明責任というのは、説明する方がこれを説明したいということしか説明されない。つまり何を説明するのかという判断基準は説明する側にある。ところが、先ほどの請求だけで事が足りると言われたとき、私は少しおかしいと思ったのだが、住民が請求しての情報やすべての情報が公開されていけば、どの情報を住民がほしいのか判断基準は住民にある。だからすべ

での情報を公開するのが原則で、インターネットか何かを叩けば全部出てくるのであれば問題ないのだが、それは現実問題としては不可能であるから、町役場が持っている行政に関する情報というのは、請求によってはじめて公開される。町役場が説明責任をすることによって公開され、公開されるから共有される。ところが説明責任というのは説明される方が取捨選択した情報しか出てこない。それから、もう一つは広報活動というのもこの前の議論の中に入れたが、広報も同じで、広報したいという情報しか出てこない。でもすべての情報が公開されるという原則を入れれば、例えば住民がこの情報がほしいと言えば手に入るわけである。あるいは議員がこの情報がほしいとなれば、議会対行政の話であるが、請求によってはじめて、それは公開されてかつ共有される。そこでは大事なのは主体性の問題だと前回の全体会で話したが、主体になるか、客体になるかということはこの違いは非常に大事であるということに絡んでくる。柄沢委員の意見とほぼ同じであるが、もう少し補足で言いたかったので述べさせてもらった。

小林委員 今の山中委員の話の中で大事な点が出たと思うが、情報公開や情報開示、情報共有とか言っているが、まだ規定されていない「情報」とは何であるかということになる。先ほど柄沢委員は住民の生活に係る「情報」と意見されたが、すべて住民のものだという概念は正しいとしても実際実務上の話であるとか、必要性、利用度の問題とか考えれば、「情報」には膨大な量があるわけで、町や議会の情報をどこまで公開するのか疑問である。要は、結論だけを開示しても足りない部分があり、土地開発公社の問題などは途中課程にかなり問題があったわけなので、そここのところの情報の開示が必要である。直近の問題であれば、大型店舗出店の話が進んでいるようだが「決まりました」ではなくて、決まるまでの過程が大事で、課程のところで何が議論されているのか、住民に対してどのような影響が出そうかなどの議論の状況を開示してほしいというのがあると思う。100%の情報を開示するというのは実際問題無理である。おそらくこの仕分けというのは、先行の自治体は工夫されていると思うが、要は請求がなくても情報が開示されることが一つあってしかるべき事であり、広報がそうであると思うが、広報にも少し広げた形で住民の生活に影響するような情報が、行政や議会といった情報を発信するところが選択して出してもらおう。それでも足りない、住民が関心のあるテーマの情報もしくは意図的に隠されている、何らかの理由で出していない情報があると思うが、それは気がつい

た住民が開示請求をして、開示公開をしてもらう。これはすでに行っている情報公開制度である。だから情報共有、公開、開示といっても、今はやり方の問題を言っているわけで、どこまでの情報を取り上げるのかということは、これから大きな議論になってくるのだと思う。山中委員が言ったすべての情報というのは、問題提起から検討過程、結論に至るまでの情報を出すのであれば、事務方もこれだけでパンクしてしまうと思う。また別の機会で、他の市町村がどのように整理しているのか、先進的な自治体がどのようなやり方をしているのかということも調べてから議論したほうがいいと思う。

足立委員 私は単純に、基本原則としては「情報の共有」という取り決めだけの方がいいと思う。その後の細かい部分は、必要であればそれに関して話し合っていくとか、他の個人情報保護法とかいろいろな部分で制約されていると思うので、現段階では情報を共有するという方でいいのではないかと思う。

山中委員 小林委員がすべての情報というと広範になって云々と言われたが、この情報というのは公文書だけではない。例えば、会議の傍聴の場合は、これは会議を傍聴するだけでいろいろな情報が含まれているわけである。ということであるから意思決定の段階の情報もそこには含まれている。公文書という形ではでないが、情報という面言えば含まれている。今はこういった事を議論しても個人的には時期尚早だと思うので、各部会でもう少しいろいろな議論を深めることで、また次の段階で議論したらいいと思う。足立委員の意見であるが、基本原則という概念が我々で少しずつずれているところもあるように思うのだが、それも各部会での議論を深めていけば煮詰まってくると思うので、基本原則の話はこの辺で置いといてもいいと思う。

小林委員 基本原則は情報共有だけがテーマではない、時間の関係もあるからこの辺でいいと思うのだが、私自身は足立委員も言われたが情報に関しては「情報の共有」だけでいいと思う。基本条例の別の条文で情報の取り扱いについて、どちらにしても議論をしないといけない。そこで情報の範囲や公開、もしくはやり方についての考え方を議論すればいいと思うので、基本原則のところは「情報の共有」に留めるというのが、田島委員や議会部会での提案でもあった。

それで次のテーマで、先ほど委員長も言ったが、3部会が出した基本原則には若干違う部分がある、町民部会が3つ、行政部会が4つ、議会部会が5つであるので、その違いについて議論してはどうかと思う。

田島委員 私も今の意見に賛成である。せっきくの全体会であるので、その部会でしか出ていない部分について、ほかの部会がどう思うのかということを知っておくことが今後部会に分かれたときの参考になると思う。

私が気になっているところは評価のところ、行政部会では「評価」、議会部会では「活動評価」となっているが、町民部会では活動評価というのが、誰がどのように評価するのか、評価基準はどのようにするのかというのが疑問ということで載せられていない。議会部会としては、上牧町の過去のいろいろな事柄を見るにつけ、PDCAサイクルというのがどうしても欠かすことができない。できれば活動評価というよりは、PDCAサイクルみたいな言葉を載せて、そのPDCAサイクルというのはどういう意味なのかというのを定義で述べて、それを協働のまちづくりの原則にするぐらいでいいのではないかなと思う。他の部会の方がどのように考えているか是非この評価のところから議論してもらいたいと思う。

遠山委員 町民部会で基本原則に評価をいれなかった理由として、我々はどう評価すればいいのだろうかというのが一番のポイントになった。議会部会もしくは行政部会では、PDCAサイクルのように評価していったら実際にどうであったかということを考えるのも大事であるが、町民を誰がどう評価していくのかという事が難しいのではないかな。どちらかという評価については、行政もしくは議会に対する評価がメインになってくるのではないかな、そうなってくるとすべてを網羅する基本原則には相応しくないのではないかなと考え、町民部会では各条項に落としていけばいいのではないかなという話になり、評価というのは町民部会ではないと考えている。

田島委員 議会部会では活動評価というので、町民そのものを評価するものではない。例えば、町民部会で協議会を立ち上げるとすれば、その協議会が一年間どういう活動ができたのか、あるいはどういう活動をしていくべきなのかというのは当然活動評価になって、出来なかった事を更に改善するにはどうすればいいのかなというので、そのまま放っておくとできた段階で終わってしまう、それをどんどん改善していくためには、活動を評価して足らなか

った部分、原因そして改善というこのサイクルを回していくことが必要である。

町民部会といっても議会を傍聴するとか議会報告会に参加するとかいうのも町民の活動になるので、単体での活動だけではなくて、他の行政とか議会との絡み合いを考えた時には「評価」というのは当然「活動評価」として町民部会にも含まれてくるのではないかと思う。

小林委員 私も住民のほうにもP D C Aの項目があってもいいのではないかと思う。町民個人を評価するというのではないので、二つの側面からであるが、一つは参画・協働は大きなメインテーマになっているが、参画というのは対象になるのは住民である。協働についてそうだが、しかしこれを理念として謳い文句で掲げていたとしても、なかなか住民が参画してくれることは難しいと思う。以前、三浦委員が言っていたが、自治会の活動であっても防犯、防災活動においても参加してもらえの方が少ない。個人を責めるのではなくて、参画・協働をメインテーマにしたまちづくりを謳い文句にする以上は、本当に住民が動ける時間や体力がある方が参加してもらえているのかどうか。また参加してもらえていないのであれば、どこに問題があるのか、どこを改善しないといけないのか、まさにP D C Aであると思う。もう一つは、「大阪市協働指針」というのを見る機会があったのだが、大阪市も財政が苦しいが、大阪市もN P Oに限らずいろいろな住民団体と協働で、行政では目配りが利かないようなところとか、新しい視点からの取り組みとか、特に高齢者向けが中心のようだが、そういう事をやっている協働事業である。それには当然住民が参画しているわけで、その協働事業には大阪市が一定の補助を出していて、その事業が所期の目的どおり機能しているかどうかということの評価する。行政側からも評価するし、住民側からも評価するというような形で、住民の活動に問題があるのかもしくは住民側から見たときに行政に問題があるからこの協働事業がうまくいかなかったのか、もしくはうまくいったのかということをやっている先例があり、「大阪市協働指針」というマニュアルはかなり具体的にまとめている。行政や議会ほどではないかもしれないが、住民サイドにおいても評価という項目もあってもいいのではないかと思う。先ほども言われていたがP D C Aという流れで回して行ってこそはじめて進歩があるというように思う。そういったこともあるので決して無縁ではないというような感じがする。

柄沢委員 今の基本原則のところ、各部会で必要であったとか必要でなかったとかいう話が出たが、私が勘違いしていたのかもしれないが、基本原則は各部会に関わる基本原則ではなくて、全体で考えるものであるというように思って考えてきた。先ほどの情報公開とか説明責任とかいう部分においても行政部会のほうでどういうことを盛り込むかということところにも改めて入れる必要があると、他の市町村の条例を見ていても思うのだが、もちろんそこが重複することもあり、基本原則は全体に関するところで今入っているところや入っていないところとあったが、情報共有は文言をどうするか最終的に委ねるとして、それと住民参加と協働を一遍にするのか、協働は別にするのか、とにかく両方入れるとして、それと説明責任、活動評価についても行政部会のほうでは入れるべきだと思っている。

政策決定をして意思決定から最後の政策を実施して、それをどういうような結果になったのか、それをどういう評価をするのかというのは、行政部門でも必要なことあるので、そこにも出てくると思う。この条例自体を私は細かくしたいと思っているが、それは各部門のところ規定して基本のところは、先ほども言ったように情報の共有、公開は入れる、入れないは別として、共有、住民参加、協働、説明責任、また活動評価については、条例によっては、別部門で原則に入れないで、全く最後のほうに入れている条例も全体として活動評価という条例もある。考え方としてはそれだけの事を盛り込むという事を決めておいて、あと文言をどうするかという事は最終的な事にもなるし、各部門でそれも謳っているところと謳っていないところも出てくると思うので、その結果を踏まえたいうえで最終的に原則に戻ってくるというように考えたほうがいいと思う。

議 長 今の話にもあったとおり、基本原則を5つにするとか4つにするということではなくて、今の話を当然の事として踏まえながら各部会に持って帰り、例えば、評価というのが入れるのが難しいのではないかと、先ほどの自治会活動もあったが評価をするとごく一部の活動している人に対する評価になってしまうし、活動していない人に対する評価というのはすごく難しい。住民参画でも参画した人がまちづくり協議会に入った、そのまちづくり協議会がどう機能したかという評価はできるのだが、まちづくり協議会すら興味がないという住民の方が2万人ぐらいて、その人たちに対する評価は誰がするのかは難しいので、皆さんの意見を踏まえながら町民部会でも持って帰って協議してもらいたいと思うし、先ほどの情報についても公開

などいろいろな話があったので、各部会で持ち帰ってもう一度検討してほしいと思う。

それでは、質問等も出尽くしたと思うので、これで基本原則については終わりにしたいと思う。

次に事務局からの報告をお願いしたい。

事務局 部会の開催に係る報酬について、事務局のほうで再度整理させてもらったので、確認をさせていただきたい。まず一点目であるが、各部会における委員全員の出席を前提としない委員の会合については、報酬の対象とさせていただくことができない。二点目であるが、これまでは、3つの部会が同一の日時に開催してきたが、今後それぞれの部会が単独で日時を異にして開催する事が想定されるので、単独で開催する場合は、次の3点の要件を充たす場合にのみ対象とさせていただく。①各部会長が委員に対して招集を行うこと。②各部会委員が全員出席することを前提とする部会であること。③開催の場所については、原則として役場の会議室を使用すること。部会を開催する場合は、事前に事務局の各部会担当者のほうに連絡（部会開催の日時、会議室確保の依頼等）してほしいと思う。

藤村委員 前回の調整会議のときに話があったと思うが、町の広報誌に活動状況の報告をする予定があり、このために各部会の委員1名を広報編集委員として推薦するという件はどうなっているか。

事務局 前回の調整会議の中で、事務局が記事をつくって活動状況の報告を掲載するというのではなく、策定委員会としては約1年が経過しているので、中間報告を掲載してはどうかと考えている。そこで事務局としても委員会の写真など利用して、各委員のほうで素案をつくっていただき、広報担当者とも調整を図りながら進めていきたいと考えているというような調整会議であったと記憶している。

議 長 2月の広報の締め切りはいつ頃になるのか。

事務局 2月ということであるが、広報の締めが1月の下旬であるので、掲載するのは、3月の年度終わりか、4月の年度始めというので考えてもらったらいいと思う。補足であるが、3月に掲載する場合は、2月の始め頃が原稿

の締めとなる。

議 長 次の部会のために、広報の件について話してもらいたい。

閉 会 委員長の閉会宣言により会議終了（４時００分）。

※次回委員会は、１月２５日（水）午後１時３０分から役場の会議室（３箇所）において部会形式により開催する。

※次々回委員会は、２月２２日（水）午後１時３０分から役場 ３階 委員会室での全体会を予定している。